

令和2年度

北谷町観光プロモーション動画制作・発信業務委託

仕様書

沖縄県 北谷町

令和2年7月

## 1. 業務名称等

- (1) 業務名称 令和2年度北谷町観光プロモーション動画制作・発信業務委託
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和3年2月26日まで

## 2. 仕様書の適用

- (1) 本仕様書は、北谷町建設経済部観光課の発注する令和2年度北谷町観光プロモーション動画制作・発信業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 成果品は、すべて委託者の所有とし、委託者の許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定しなければならない。

## 3. 業務の目的

本業務は、観光誘客における新型コロナウイルス感染症の影響から段階的に回復し、感染症収束後の反転攻勢に向けた、本町の魅力を総合的に伝える動画制作、発信するものである。

動画は、インターネットやメディア等で公開するほか、各種プロモーションの機会において戦略的に活用を図り、旅行潜在者の旅行マインドを高揚し、地域観光再活性化を促し安定的な誘客につなげていくことを目的とする。

## 4. 業務内容

本仕様書が規定する業務は次のとおりとする。

### (1) 北谷町観光プロモーション動画制作

「安全・安心・快適な観光地 北谷（ちゃたん）」をキーコンセプトとし、それをイメージ、アピール出来る動画とすること。製作する動画の種類については、町概要から現在の町の成り立ちまでを収めた総合版及び多様なメディア媒体等に対応するダイジェスト版とする。また、動画制作にあたっては、以下の事項に留意するものとする。

#### ア 情報集約・整理

「安全・安心・快適な観光地」であることを視聴者に分かり易く伝えるため、町内観光事業者が実施している「安全・安心・快適な観光地」へ結びつく様々な取組み等を集約し整理すること。

#### イ 視点要素

上記アで整理した内容を基に「安全・安心・快適な観光地」の要素を取り込みつつ、より高い訴求効果を求めるため、次におけるカテゴリーを取り込んだ動画制作を行うものとする。

取込み要素：自然・歴史文化・景勝・宿泊・飲食・特産品（ちゃたんブランド推奨認定品）・アクティビティ体験・温泉・リゾートウェディング・イベント・エンターテイメント・北谷町イメージキャラクター「ちーたん」・その他

#### ウ 規格

動画配信の用途によって使い分けを行えるようにするため、動画制作における規格は次の仕様を満たすものとする。

- (ア) 総合版 尺 約30分 1本 (総合版)
- (イ) CM版① 尺 約15秒 1本 (ダイジェスト版)
- (ウ) CM版② 尺 約30秒 1本 (ダイジェスト版)
- (エ) CM版③ 尺 約1分 1本 (ダイジェスト版)
- (オ) CM版④ 尺 約3分 1本 (ダイジェスト版)
- (カ) CM版⑤ 尺 約5分 1本 (ダイジェスト版)
- (キ) 必要に応じ、テロップや音楽挿入等の映像効果の手法を活用し、実写、CG、アニメーション等の表現方法は可能とする。
- (ク) 北谷町役場ホームページや北谷町観光ポータルサイト「北谷日常」に掲載する際の説明用として、タイトル・概要等の説明テキストを日本語及び英語で作成すること。
- (ケ) ファイルのデータ形式はフルHD以上とし、YouTubeへのアップロードやDVDプレーヤー等での再生が可能な形式とする。またアスペクト比は16:9とする。
- (コ) スマートフォン及びタブレット端末においても視聴可能な規格とすること。
- (サ) 北谷町イメージキャラクター「ちーたん」の活用について、イラストデータ及び着ぐるみの貸し出しは北谷町より行う。また、演出内容については観光課と事前協議するものとする。

## (2) 動画の発信

制作された動画を発信、拡散するために各媒体を用いたメディアミックスの手法を取り入れることとし、町観光関連事業者、団体においても発信を促し、より多くの視聴者の獲得に努めること。また、様々な配信手法における著作権や肖像権等の法規制を遵守しなければならない。

ア 動画拡散の方法としてYouTubeへのアップロードの他、SNS (Facebook、Instagram、LINE、Twitter、TikTok等)も積極的に活用すること

イ 北谷町役場ホームページ及び北谷町観光ポータルサイト「北谷日常」への掲載

ウ 町内外観光関連事業者、団体公式のホームページやSNS、インフォマーシャル等への掲載及びリンク付け

エ その他、本業務目的に沿う効果的な配信手法等

## (3) 効果分析

発信媒体の件数、アクセス数、拡散数、視聴者数等のデータ集積及び解析を行うこと。

## 5. 撮影等の留意点

撮影やロケ等に係る申請及び費用は受託者が負うものとし適正な対応を心掛けること。

## 6. 打合せ

本業務の実施に当たっては、業務工程表に従って行き、特に業務内容に変更、提案、疑義が生じた場合は、管理技術者は事前に十分に係員と打合せを行い、手戻りが生じないように努めなければならない。また、受託者において作業打合せ簿を作成し、担当職員へ提出確認を行った後、相互に保管するものとする。なお、業務の進捗状況及び業務内容の打合せについては、原則月2回程度実施するものとし、その他必要に応じて随時実施するものとする。

## 7. 費用の負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記されていないものであっても、原則として受託者の負担とする。

## 8. 業務の成果

- (1) 受託者は、業務報告書の作成に当たって、その検討・解析結果等を本仕様書に定められた業務項目に対応させて、その検討・解析等の過程とともに取りまとめるものとする。
- (2) 受託者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を業務報告書に明記するものとする。

## 9. 成果品

### (1) 記録媒体

DVD：各カテゴリー別に分けて各5枚を納品

Blu-ray：各カテゴリー別に分けて各3枚を納品

### (2) 動画データ

Ampeg形式及びwmv形式による、インターネット配信に適した動画形式

インターネット配信用についての説明テキスト

### (3) 業務委託完了報告書（任意書式による原本2部、電子データ1部）

## 10. 成果品の納品

成果物の納品は、ウイルス対策ソフトで検査したうえで行うこと。

## 11. 成果品の検査

本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正又は、再作業を行うものとする。